

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (h a)
ニホンジカ	該当なし	

(2) 鳥獣害の防止の方法

(1)における鳥獣害防止森林区域の設定がないため特になし。

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害についての的確な防除手段の強化、多様化を推進し、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

また、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、伐採を促進することとする。

(2) その他

北九州市、農林事務所、森林組合、森林所有者等が連携し、被害対策や被害監視、防除実行を行い、早期発見及び早期駆除に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

市内においては、シカの生息密度が低いため第1における鳥獣害防止森林区域は設定しないが、小倉南区や八幡東区、八幡西区の山間部においては目撃例も増加しているため被害の動向等を踏まえ防護柵の設置や個体数管理等の被害防止対策を図ることとする。

イノシシによるタケノコ被害については、防護柵の設置等により被害対策を図るとともに、銃器やわなによる個体数管理などを総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。特に平尾台地区は、草原が380haに広がり、冬季には草が枯れ、乾燥するため林野火災が発生しやすい条件になる。このため、区域内と周辺地域においては防火線、防火樹帯の整備を計画的に推進し、林野火災の防止に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑、森林病虫害のために火入れを行う場合は、森林法に基づく火入れ許可に関する規則に基づく市長の許可が必要であり、火入れを行う周囲1kmの森林所有者及び管理者に通知するものとする。また、火入れを行う際は、火入れ地の位置、火入れ面積、周囲の現況、防火の設備の計画（設備又は器具、防火及び消火の方法）、気象状況を勘案し、周囲に延焼のおそれのないように行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
〔門司区〕 2.39ha 66 林班 19～20 小班	松くい虫の被害を受けている。

(2) その他

森林所有者等による森林の巡視を通じて、林野火災、風水害、病虫害、獣害、その他の災害及び森林の汚染等の早期発見あるいは開発行為、施設の破損等の発見に努める。

特に、保安林及び森林レクリエーション地域並びに林野火災等の被害が多発するおそれのある地域については、森林保全のために重点的に巡視する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
	足立山森林公園 204 林班、 205 林班 3 小班	68.71	14.08	54.63	0.00	0.00	0.00	
	高蔵山森林公園 306 林班 6-1 小班	7.35	7.35	0.00	0.00	0.00	0.00	
	平尾台 403~405 林班、406 林班 14~17-1 小班	116.23	18.24	33.50	47.93	15.98	0.58	
	皿倉・帆柱環境林 609 林班 5~10、22、 25、42~49 小班	97.58	62.40	34.86	0.00	0.00	0.32	
	香月市民の森 714 林班 1~8 小 班、731 林班	14.05	0.00	13.76	0.29	0.00	0.00	
計		303.92	102.07	136.75	48.22	15.98	0.90	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。植栽する樹木は造林地の土質、乾湿、照度等の条件を考慮して選定する。また、景観の向上及び早期緑化に資するため、必要に応じて苗長 1m 以上の苗木を用いる。
保育	下刈・つる切り・除伐・間伐を適期に実施し、健全な森林を育成する。また、景観の向上に資するように、必要に応じて枝落しを行うものとする。
伐採	択伐を原則とする。皆伐の場合は、数年に分割して伐採を計画するなど景観や林地保全を考慮した施業を検討するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
管理施設（トイレ・駐車場・柵等）、広場、遊歩道（路面・階段等）及びこれに類する施設

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	1 5 m	
ヒノキ	1 5 m	

注) 立木の期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高)

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
門司区 1	1~20	1005.1
門司区 2	21~42、47~50、52	897.91
門司区 3	43~46、51、53~65	626.40
門司区 4	66~82	877.41
小倉南区 1 (小倉北区の一部を含む)	201~207、210、211、301~316	992.01
小倉南区 2	317~344	866.14
小倉南区 3	345~366	907.41
小倉南区 4	367~387	656.38
小倉南区 5	388~391、393~408、413、414、420~424	1,062.87
小倉南区 6	392、409~412、415~419、425~433	469.91
小倉南区 7	475、479、480、485~490、504~516	851.85
小倉南区 8	476~478、481~484、491~503	858.49
小倉南区 9	458~464、467~471	571.26
小倉南区 10 (小倉北区の一部を含む)	208、209、434~457、465、466、472~474	984.87

区域名	林 班	区域面積 (ha)
若松区 1	101～116、118、132～135	659.04
若松区 2	117、119～131	849.42
八幡東区	601～624	1,097.76
八幡西区 1	701～704、706～728	598.12
八幡西区 2	729～758	879.24

施行規則第33条1号とは路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心とした UJI ターン者等の定住を促進するため、山村集落における労働環境、生活環境の改善に努める。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

合馬地区のモウソウ竹林から産出されるタケノコは、赤土の粘性土に生育する柔らかく苦み（エグミ）が少ない高品質のものである。現在大阪・京都の関西市場へ出荷されており、有名ブランドとして知られている。今後も高品質のタケノコを生産するため、客土や伐竹を継続して実施し、竹林の適正管理を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

住宅地に隣接した次の4ヶ所の森林は、市民の森林レクリエーションや憩いの場として整備している。これらの森林を保全するとともに、下刈、不良木の除去、特定広葉樹の植栽、遊歩道や便所等の施設の維持管理等を地元住民の理解と協力を得て実施する。

- ・足立山森林公園
スギ、ヒノキ林と広葉樹林帯（タブノキ・シリブカカシ・ヤマザクラ・コナラ等）、
足立山登山、史跡（広寿山福聚寺等）
- ・高蔵山森林公園
ヒノキ林と広葉樹林（スダジイ・ヤマザクラ・イロハモミジ等）、水辺広場
- ・皿倉・帆柱環境林
スギ、ヒノキ林と広葉樹林帯（タブノキ・シロダモ・ヤマザクラ・ヤブツバキ等）、
皿倉山登山、山頂から360°の展望
- ・香月市民の森
住宅地内に点在する貴重な森林資源（スダジイ・メタセコイヤ・ソメイヨシノ等）

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
足立山森林公園	小倉北区 大字足原	69.20ha 遊歩道 広場 2 箇所	小倉北区 大字足原	(維持管理) 下刈・除間伐 階段・案内板 道標	1
高蔵山森林公園	小倉南区 大字沼	7.35ha 遊歩道 広場 1 箇所 便所 1 箇所 駐車場 1 箇所	小倉南区 大字沼	(維持管理) 下刈・階段 案内板・道標 柵補修	2
皿倉・帆柱環境林	八幡東区 大字尾倉	86.90ha 遊歩道 広場 3 箇所	八幡東区 大字尾倉	(維持管理) 下刈・除間伐 階段・案内板 道標 (新設) 広場	3
香月市民の森	八幡西区 船越三丁目	14.05ha 遊歩道 広場 3 箇所 便所 3 箇所 駐車場 2 箇所	八幡西区 船越三丁目	(維持管理) 下刈・階段 案内板・道標	4

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本市では、NPO や森林ボランティアが主体となって、里山や森林の整備、放置竹林対策、環境改善、自然観察など森林・山村多面的機能発揮対策等に取り組んでいる。

森林山村多面的機能発揮対策活動や環境学習について

- ・ 集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。また、それら木や竹を用いた森林資源利用の取組
- ・ 高密度に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組
- ・ 事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣被害防止施設の改良・補修活動
- ・ 地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備、これらの活動に必要となる森林調査・見回り等

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市は遠賀川の下流に位置し、遠賀川を貴重な水源として利用している。このようなことから、上下流間の協力による水源の森づくりなど上下流連携による取り組みを推進する。

(3) その他

特になし

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。